

ACCOUNTING, TAX CONSULTING, AUDITING, HUMAN RESOURCE CONSULTING, LEGAL CONSULTING...

ベトナム国内最新情報お知らせ.DDC.10.2019

TOP HEADLINES



DONG DU  
INTERNATIONAL  
CONSULTING GROUP



## 2019 年度 10 月分付け法律情報のお知らせ

- 2019 年 10 月 9 日付け決定 31/2019 / QD-TTg は、科学研究および実施活動のための輸入が禁止されている使用済み情報技術製品のリストにある商品の輸入を規制しています 首相によって公布された海外での販売のための外国貿易業者の輸入が禁止されている使用済み情報技術製品のリストにある商品の処理と修理。
- 2019 年 9 月 30 日にて、財務大臣が発行した商品およびサービス提供の電子請求書を提供する政令 119/2018 / ND-CP の実施をガイドする Circular 68/2019 / TT-BTC 承認が発行されました。
- 政令 No. 82/2018 / ND-CP 号

### 詳細な情報

- **税務分野**
- 返品された輸出品の納税申告書に関する 2019 年 10 月 21 日付の公式レター No. 4242 / TCT-KK

当社が商品を輸出し、輸出品に付加価値税を申告した場合、輸出された商品は外国の顧客から返品されますと、2 つの輸出当事者間で返品に関する書面による合意がありますし、返品された輸出品を輸入するのに十分な書類がある場合、会社は関連品の輸出のための税期間の税申告期間に追加申告を行うものとしします。

会社が税務申告書類を宣言して補足し、関連するものとして払い戻される税額を減らす場合、返金された差額を地方政府機関に支払く、お金を受け取った時点から延滞利息を支払わなければなりません。また、地方政府機関に税金還付受った時から還付金返時までの発生納税遅刻額を支払います。

- **政令 No. 82/2018 / ND-CP 号**

経済圏で働く際に個人所得税の減額を規定しなくなりました。経済圏で働く個人は、2018年7月10日以降、個人所得税（PIT）の50%の減免を受けることができません（政令 No. 82/2018 / ND-CP の発効日）。

- **企業**

- **2019年10月9日付け決定 31/2019 / QD-TTg は、科学研究および実施活動のための輸入が禁止されている使用済み情報技術製品のリストにある商品の輸入を規制しています 首相によって公布された海外での販売のための外国貿易業者の輸入が禁止されている使用済み情報技術製品のリストにある商品の処理と修理。**

2019年10月9日、首相は決定 31/2019 / QD-TTg を発行し、科学研究のための輸入が禁止されている使用済み情報技術製品のリストに商品の輸入を明記しています。また、海外での販売のために外国トレーダーの輸入が禁止されている使用済み情報技術製品のリストにある商品の処理と修理の活動を実施する。

したがって、科学研究のために商品を輸入するトレーダーは、法律の規定に従って、科学研究プロセスの終了から3か月後に商品を再輸出または破棄する必要があります。さらに、トレーダーは、この場合の輸入品の量、種類、品質にも責任を負います。

科学研究のための輸入が禁止されている使用済み情報技術製品のリストにある商品は、輸入する必要があり、次の基準を満たす必要があります。トレーダーの科学研究活動に直接役立つ輸入掛ける;環境を汚染しないでください。承認された科学研究に使用されている製品および機器のリストに載っていること。外国のパートナーからレンタル、購入、または借用された商品には、交換できない独特の特性があります。

- **2019年9月30日にて、財務大臣が発行した商品およびサービス提供の電子請求書を提供する政令 119/2018 / ND-CP の実施をガイドする Circular 68/2019 / TT-BTC**

## 承認が発行されました。

2019年9月30日に、財務省は、政府の政令 No. 119/2018 / 2018年9月12日の ND-CP の多数の条項の実施をガイドする Circular 68/2019 / TT-BTC を発行しました。商品の販売およびサービスの提供時の電子請求書に関する規制。

したがって、購入者の電子請求書には、外国の顧客に商品を販売またはサービスを提供する際の電子請求書発行の場合を含め、購入者の電子署名は必ずしも含まれません。

さらに、（事業所としての）買い手と売り手は、電子請求書を作成する際のデジタル署名および請求書への署名の技術条件に同意する場合があります。電子インボイスがスーパーマーケットで販売されている場合、商業センターとバイヤーが非ビジネス個人である場合、インボイスにはバイヤーの名前、住所、納税者番号を含める必要はありません。

電子請求書の内容は次のとおりです。請求書名、請求書記号、請求書番号。売り手の名前、住所、税コード。バイヤーの名前、住所、税コード（バイヤーが税コードを持っている場合）;商品、サービスの名前、計算単位、数量、単価。お金;電子請求の時間...

回覧は、2019年11月14日から有効になります。

- 他法律

へ進出しておられます、日系企業様へ日本と同等の会計サービスをご提供出来るよう日々努力しております。弊社のサービスの特徴と致しましては、海外での業務提携会社と連携をとることにより、より広域的で迅速なサービスをご提供することが出来ます。また、お客様へのレポート等は全ての拠点が日本語にて行うことにより、海外拠点の状況を日本語並びに英語にて把握することが可能になります。何かご不明な点がございましたら弊社まで御気軽に連絡を下さいますようお願い申し上げます。

---

連絡先

## 【DDC】東遊日系向け国際コンサルグループ

住所: GIA LINH ビル 01 & 02 階 14 Nguyen Dinh Chieu 通り一区 ホーチミン市ベトナム国

Website: [www.japanvietnam.com.vn](http://www.japanvietnam.com.vn); [dptc.edu.vn](http://dptc.edu.vn)

Email: [tonitrان1975@yahoo.co.jp](mailto:tonitrان1975@yahoo.co.jp) Toni Tran (Mr.)

Cell phone: 090 925 7602

---

*Bản tin tóm tắt nội dung văn bản chỉ mang tính tổng hợp, không có giá trị áp dụng vào các trường hợp cụ thể. Để hiểu đầy đủ và chính xác quy định pháp luật, khách hàng cần tìm đọc nội dung chi tiết toàn văn văn bản và tham khảo thêm ý kiến của chuyên gia.*

---